

令和5年度 障害児通所支援事業所

集団指導

名古屋市 子ども青少年局
子育て支援部 子ども福祉課

～次第～

1. 令和6年度報酬改定について
2. 安全計画の策定及び送迎バスの安全装置の義務化について
3. 児童発達支援管理責任者に関する取扱い変更について
4. 実地指導における主な指摘事項
5. よくある質問Q&A
6. その他

※本動画にて説明させていただく内容については特にご留意いただきたいものとなっています。

動画以外の項目については資料集を確認してください。

【資料集掲載ページ】[ウェルネットなごやトップページ](#) > [事業者の方へ](#) > [障害児通所支援事業者指定・登録等](#) > [指定・登録等ダウンロード](#) > [8 障害児通所支援事業所集団資料の掲載資料について](#)

1. 令和6年度報酬改定について①【資料集 議題1】

※詳細な取扱いについては、今後国から通知があり次第周知予定

※主なものを抜粋しています。他については国資料を確認してください。

1 基本報酬を支援時間により区分

- ① 30分未満は算定対象から原則除外
- ② 「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする。
※放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可
- ③ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間支援については、延長支援加算により評価

2 総合的な支援の推進について

- ① 個別支援計画に5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)とのつながりを明確化する。
- ② 事業所の支援プログラムの作成・公表
(未実施減算あり(令和7年3月31日まで経過措置))

3 インクルージョンに向けた取組の推進

個別支援計画にインクルージョンの観点を踏まえた取組や、支援におけるインクルージョンの視点について明記すること。

1. 令和6年度報酬改定について②【資料集 議題1】

4 各種減算について

① 虐待防止措置未実施減算の創設

以下について実施できていない場合、所定単位数の1%を減算

- ・ 虐待防止委員会の定期的開催、従業者に周知
- ・ 研修の定期的実施
- ・ 実施担当者の設置

② 身体拘束適正化減算額の見直し

以下について実施できていない場合の減算額を5単位から所定単位数の1%に見直し

- ・ やむを得ない身体拘束等の記録
- ・ 身体拘束適正化検討委員会の定期的開催、従業者に周知
- ・ 指針の整備
- ・ 研修の定期的実施

③ 業務継続計画の未策定減算の創設

業務継続計画未作成の場合、基本報酬の100分の1に相当する単位数を減算

④ 情報公表未報告減算の創設

障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)への報告がない場合、

基本報酬の100分の5に相当する単位数を減算

1. 令和6年度報酬改定について③【資料集 議題1】

5 各種加配加算の取扱い変更について

① 児童指導員等加配加算

理学療法士等や児童指導員等を配置していることではなく、配置形態(常勤・非常勤当)や経験年数に応じて評価

・児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 、 常勤専従・経験5年未満

常勤換算・経験5年以上 、 常勤換算・経験5年未満

・その他の従業者を配置

② 専門的支援加算

特別支援加算と統合し、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価

・専門的支援体制加算

・専門的支援実施加算(月の算定限度回数あり)

③ 強度行動障害児支援加算

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し、支援計画に基づき支援

2. 安全計画の策定及び送迎用自動車の安全装置装備の義務化 について①【資料集 議題2-1】

障害児の安全の確保を図るため、①～④の事項を義務化する。

安全計画とは

事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画

義務化内容

- ①事業所ごとに安全計画の策定、当該計画に従い必要な措置を講じる
- ②従業者へ安全計画について周知、定期的な研修・訓練の実施
- ③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知
- ④安全計画の定期的な見直しと必要に応じた変更

※令和6年4月1日から義務化

2. 安全計画の策定及び送迎用自動車の安全装置装備の義務化 について②【資料集 議題2-1】

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が示されました。

同プランに基づき、省令が改正され、児童の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備が義務付けられました。

義務化内容

- ①乗降車の際に点呼等の方法により児童の所在を確認
- ②送迎用自動車への安全装置の装備及び当該装置を用いて降車時の①の所在確認

※令和5年4月1日から義務化

(②については令和6年4月1日から義務化)

3. 児童発達支援管理責任者の配置要件等について①【資料集 議題2-2】

児童発達支援管理責任者の配置要件等について、確認してください。

1 基礎研修について

基礎研修修了のみでは要件を満たしません。

※令和3年度までの修了者については3年間の経過措置あり

2 実務経験(OJT)・実践研修について

基礎研修修了後、2年以上の実務経験を経た上で実践研修を修了しないと要件を満たしません。

令和3年度までの修了者は、3年間の経過措置期間終了までに実践研修を受講する必要があります。

※なお、令和5年6月30日に告示の改正があり、一定の要件を満たせば、実務経験(OJT)については、例外的に6月以上となる場合があります。

3. 児童発達支援管理責任者の配置要件等について②【資料集 議題2-2】

児童発達支援管理責任者の配置要件等について、確認してください。

3 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合について

実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置については、現行制度上、サービス管理責任者等の欠如時から1年間です。

※令和5年6月30日に告示の改正があり、一定の要件を満たせば、最長2年間、サービス管理責任者等として配置が可能となる場合があります。

4 更新研修について

5年間の間に更新研修を受講しないと要件を満たしません。

※旧体系研修修了者(平成30年度以前)の受講期限:令和6年3月31日

4. 実地指導における主な指摘事項【資料集 議題4-1】

実地指導における主な指摘事項

※以下の「基準省令」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)」を指す。

(1) 通所給付費の額に係る通知等[基準省令第25条]

➡法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、保護者に係る給付費の額を遅滞なく通知すること。※利用者負担額の有無にかかわらず、すべての通所給付決定保護者に通知が必要。

(2) 児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画の作成[基準省令第27条]

➡基準省令に定められた内容及び手順に基づき、児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画(個別支援計画)を作成すること。

アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接を行うこと。

(3) 定員の遵守[基準省令第39条]

➡災害、虐待、その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超えて支援の提供を行ってはならず、定員を遵守すること。

※定員超過利用減算が適応されない範囲内であれば受け入れをして良いわけではない。

(4) 事故発生時の対応[基準省令第52条]

➡支援の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、速やかに子ども福祉課に連絡を行うこと。
ヒヤリハットと事故を区別して記録し、保管すること。

※火傷や外傷により出血が生じた怪我、頭部打撲等の頭部に関わる怪我については、ヒヤリハットではなく、事故として記録し、子ども福祉課へ報告すること。

◇その他の主な指摘事項については別紙資料を参照し、今回指摘事項にあげていない事項についても、指定基準を遵守のうえ、適切に事業運営を行うとともに、支援の質の向上に努めてください。

5. よくある質問Q&A集【資料集 議題4-2】

Q. 事業所職員は派遣職員でもよいか [No.3]

A. 障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務や、主に重症心身障害児を通わせる事業所における機能訓練担当職員及び看護職員(ただし、他に常勤看護職員を直接雇用している場合に限る。)に加えて、令和6年4月1日より以下の①②を満たす場合には、直接処遇職員(保育士、児童指導員等)についても派遣職員を認める。

①派遣職員の指揮命令者が当該事業所の管理者である。

②派遣職員が当該事業所に勤務している間は、他の職員と同様に事業所が一体的に職員の管理を行う

ただし、基準省令第5条に基づき児童指導員又は保育士のうち1名以上は常勤であること。

また、利用児童が安心して通所できるよう職員の入れ替わりが頻繁にならないよう配慮すること。

(注)児童発達支援管理責任者は引き続き、派遣職員は不可。

Q. 機能訓練担当職員を児童指導員や保育士と同様に人員基準に含めることができるか[No.6]

A. 当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を見守員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、以下の条件①及び②の両方を満たす場合に限る。

- ① 当該機能訓練担当職員が週に1日以上サービス提供時間を通じて、機能訓練を行っていること
- ② 勤務形態一覧表において、機能訓練を行う日と行わない日が行を分けて記載されていること

(勤務形態一覧表の書き方例)

職 種	提出 年 月	勤務 形態	氏 名	第 1 週						
				1	2	3	4	5	6	7
				月	火	水	木	金	土	日
理学療法士	26.3	B	名古屋	①	①			①	⑦	⑦
(訓練をしない日) その他従業者						①	①			

なお、機能訓練を行わない日で「合計数に含める」取扱いをする日については、加配加算の算定は「その他従業者」(児童指導員の資格を有していれば児童指導員)扱いになるため、注意すること。

(平成29年度第2回集団指導 資料1 エ基準省令第5条2項及び66条2項における機能訓練担当職員の取扱いについて参照)

Q. 定員を超過した日について、加配加算は算定できるか [No.10]

A. 定員10名の事業所において加配加算を算定する場合、基準人員2名に加えて、常勤換算で1名以上の職員が月単位で配置されている場合に算定が可能となるが、定員を超過している日については、その日の人員配置基準と加配加算の人員配置基準の両方を満たす必要がある。

つまり基準人員に加えて、加配を算定する人員が配置されていない場合は、加配加算の算定は不可となる。

(例) 児童指導員等加配加算を「保育士」で算定している10名定員の事業所が、
11名の利用児童を受け入れた日の場合(月単位で保育士1名分加配あり)

① 保育士2名と児童指導員2名をサービス提供時間を通じて配置(合計4名)

○ 児童指導員等加配加算を「保育士」で算定することができる。

② 保育士2名と児童指導員1名をサービス提供時間を通じて配置(合計3名)

× 児童指導員等加配加算の算定は不可(基準人員が3人となり、加配加算の職員が不在)

Q. トワイライトから事業所への送迎は送迎加算を算定してよいか。[No.24]

A. これまで原則として、居宅(準ずるもの含む)、学校、事業所のみを送迎加算の算定対象としていたが、令和6年4月1日よりトワイライトから事業所への送迎についても送迎加算の算定を認める。

Q. 利用者がいない時間帯は、児童指導員等が法人業務や他事業所の業務、内職等を行ってよいか[No.32]

A. 児童指導員等が勤務時間内に本来業務ではない法人業務や他事業所の業務、内職等を行った場合は、当該事業所の勤務時間ではなくなる。サービス提供時間中に事業所とは関係のない業務に従事し、人員基準を満たさなくなった場合には人員欠如となる。

Q. サービス提供時間に利用者が早退等で全員いなくなった場合、職員も帰宅してよいか。[No.33]

A. サービス提供時間は事業所内に職員を適正に配置し「児童を受け入れる体制」を整えている時間であり、利用者の有無にかかわらず、人員基準を満たす職員配置がなされていない場合は、人員欠如となる。

6. その他

1 子ども福祉課子ども発達支援係の移転について

令和6年3月25日(月)から子ども福祉課子ども発達支援係が移転します。

【移転先】本庁舎2階 ⇒ 東庁舎8階

【FAX番号変更】052-972-4438 ⇒ 052-972-4440

2 令和6年度給付費体制等の届出について(4/15※)

人員基準や各種加算要件を満たしているのか、添付書類に漏れがないか等について

必ず確認してから提出してください。(注意:報酬改定で各種加算要件が変わっています。)

原則、届出(給付費の算定に係る体制等状況一覧表)の通りの登録をします。

後日、人員基準や各種加算要件等を満たさないことが判明し、過誤調整の必要が生じた場合は速やかに対応してください。

3 学校等への送迎について

学校等へ迎えに行く送迎車についてのトラブル、事故等の苦情が子ども福祉課に寄せられています。

事故に繋がるなど大変危険ですので、学校や地域の迷惑になる行為は厳に慎んでください。

※事業所名の表示プレートなどにより、送迎車両と分かるようにしてください。

6-2. 機関コンサルテーション事業 地域支援マネジャーについて【資料集 議題6-2】

名古屋市発達障害者支援センターリンクす名古屋の地域支援マネジャーが
対応困難なケースを抱える事業所に対し、訪問型コンサルテーションを行います！

○事業所訪問、課題の整理、学習会を行った上で、事業所での支援方法について一緒に考え、問題解決や状態改善を目指します。費用は無料です。

<対象となる機関>

名古屋市内の発達障害児者を支援する事業所

(担当者個人としてではなく、事業所の依頼としてお申し込みください。)

<コンサルテーション内容>

○事業所

事業所全体の知識・支援技術向上のため、ニーズに合った全体学習会を行い、フォローアップ訪問を行います。

○個別ケース

対象者の支援について、アセスメント情報の聴き取りを行った上で、支援方法の検討、助言、振り返りを繰り返し、状態改善を目指します。支援の前提として共通した知識が必須と考えるため、開始前に全体学習会を行います。

<重点領域>

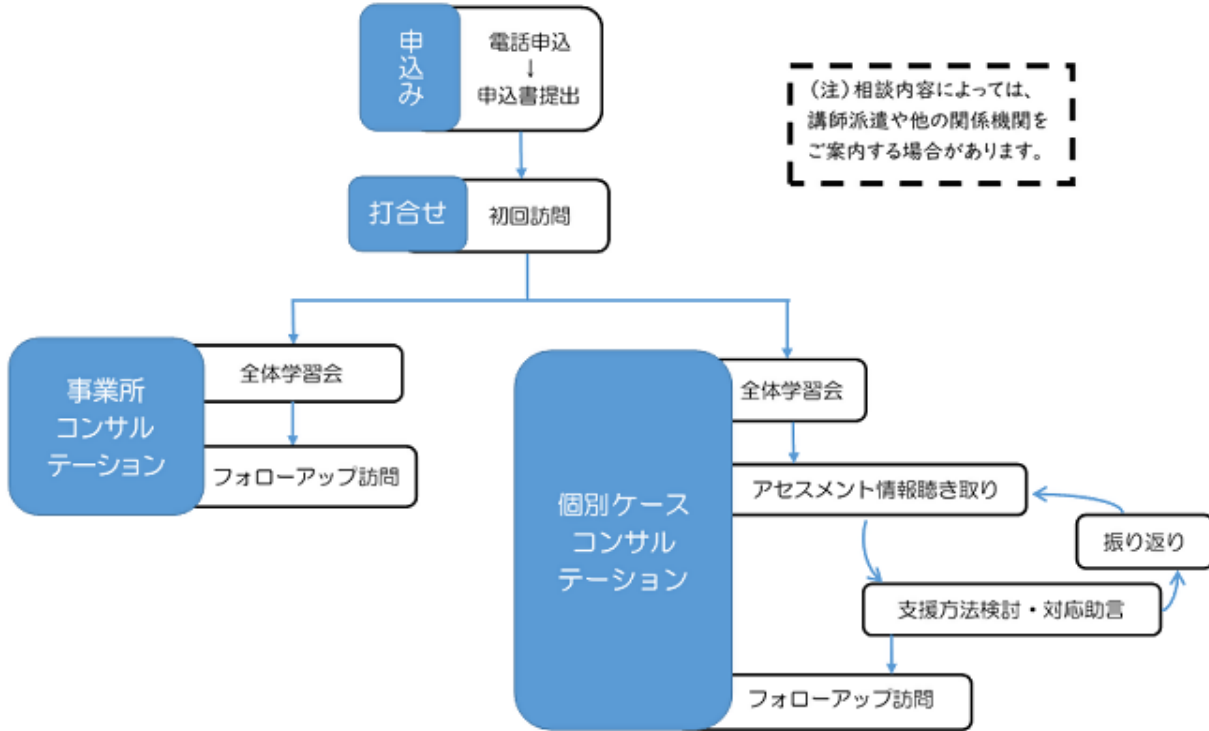
強度行動障害

18歳未満の方を対象に、強度行動障害の予防・軽減を目的としてコンサルテーションを行います。

触法障害者（注）18歳未満の方に関しては、児童相談所で対応

発達障害の方が犯罪に巻き込まれる事例が増えています。意図せず加害者となってしまう事例も発生しています。事業所として何ができるのか、多職種連携のためにどう動いたらよいか、コンサルテーションを行います。

コンサルテーションの流れ



<申し込み方法>

1. お電話でご連絡ください。簡単な聴き取りをします。

電話番号：052-757-6140

○コンサルテーションとして対応する場合は、初回訪問の日程調整をし、
申込書を送付します。

2. コンサルテーション申込書を記入し、電子メールか
ファックスで送ってください。

電子メールアドレス

links@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

ファックス番号

052-757-6141

<問い合わせ先>

名古屋市発達障害者支援センター リンくす名古屋

電話番号: 052-757-6140

最後に

動画の閲覧・資料集の確認が完了しましたら、ウェルネットなごやに掲載されているアンケートフォームへ入力をお願いします。

右のQRコードor下記のURLからもアクセス可能です。



アンケートフォームURL: <https://logoform.jp/form/mX9C/539026>

ご視聴ありがとうございました。